

JR東海労

最高裁命令 科長の脱退懲憑は不当労働行為だ

15年間の闘いに勝利！

J R東海の科長による不当労働行為を認定しなかった高裁判決に対して、最高裁判所は12月8日、原審を破棄し、差し戻すよう命令しました。この命令は、中間管理職にあるものの「脱退懲憑」行為は会社の指示がなくとも不当労働行為として成立するというものです。これは最高裁では初の判断となり、画期的といえます。

事件はJ R東海労結成直後の1991年、J R東海・新幹線東京運転所の指導科長（当時：東海労組組合員）がJ R東海労の組合員に「職場にいらなくなる」などと言ってJ R東海労からの脱退を懲憑（いわゆる「つば八事件」）。J R東海労は地労委に不当労働行為の救済を求めてきました。

地労委は1995年10月、救済申し立てを棄却。2001年12月の中労委では逆転の救済命令が出されました。会社はこれを不服とし、地裁に訴訟を起こしましたが、2003年1月にこれを棄却。しかし、同年11月の高裁では逆転判決となり、最高裁に上告していました。

地裁の判断を是認できない理由として最高裁は「使用者の利益代表者に近接する職正上の地位にある者が使用者の意を体して労働組合に対する支配介入を行った場合には、使用者との間で具体的な意志の連絡がなくとも、当該支配介入を持って使用者の不当労働行為と評価することができるものである」としています。つまり実際に行われた「会社が当たることにとやかく言わないでくれ」「会社による誘導を飲んでくれ」「もしそういうことだったら、あなたは本当に職場にいらなくなるよ」「科長、助役はみんなそう（東海労組）ですので、よい返事を待っています」とした発言を、上司としての立場からされた発

言と見ざるを得ないというものです。そして「それらの発言が特段の事情として個人的な関係の発言であることが認められない限り不当労働行為と評価する」と、最高裁判官4名全員一致の命令になっています。

いずれにしても、J R東海ユニオン組合員という仮面を被り、管理者の地位を利用して不当労働行為をおこなってきた事実は、会社のJ R東海労壊滅の意志であることは明らかです。今回の命令ではJ R東海の助役や係長らにより実行され、一面では「労対決」として収斂されがちで「やり徳」と言われてきた不当労働行為を通じたJ R東海労の破壊攻撃に、大きな歯止めがかかったと言えます。まさに結成以来、15年間闘って勝ち得た大勝利です。さらに同日、いわゆる「リユーズ裁判」でも最高裁が会社の訴えを棄却する判決が出されています。このような勝利で、私たちが目指した「国鉄改革」は、また一つの峠を越えたと言っても過言ではありません。さらに反弾圧・総団結で前進しよう。



新聞各紙は、この最高裁命令を大きく取り上げた